

「サンマリスタジアム宮崎」常設広告物募集要項

1 趣 旨

この要項は、別に定めるもののほか、都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号。以下「条例」という。）に基づいて宮崎県総合運動公園硬式野球場「サンマリスタジアム宮崎」（以下「球場」という。）のグラウンドフェンスに掲出する広告物の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 球場の概要

名 称	宮崎県総合運動公園硬式野球場「サンマリスタジアム宮崎」
所 在	宮崎市大字熊野1443-12
球場の規格	両翼 100m、中堅 122m、内外野とも天然芝張
観客収容人員	30,000人

3 広告物の掲出を募集する区画

次の広告物掲出区画のうち、別に示す空き区画に掲出する広告物を募集する。

- | | | |
|----------------|------|-------|
| ① 内野側グラウンドフェンス | 6区画 | |
| ② 外野側グラウンドフェンス | 14区画 | 計20区画 |

4 使用料

- | | | |
|----------------|----------|----------|
| ① 内野側グラウンドフェンス | 1区画につき年額 | 330,000円 |
| ② 外野側グラウンドフェンス | 1区画につき年額 | 550,050円 |

※ ただし、使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

5 広告物掲出の許可の基準

- (1) 広告物の内容は、商標、キャッチフレーズ、企業名又は商品名等を塗料又はカッティングシートにより、グラウンドフェンスへ直接描くものとし、1区画の寸法は、縦 1.5m以下、横10m以下とする。
- (2) 広告物が球場と調和した色彩、形状となるよう配慮するとともに、使用する塗料は白色とし、太陽光及び照明灯に反射するものを使用してはならない。
- (3) 球場が公共施設であることに十分留意し、広告物の内容については、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - ① 球場内の美観及び景観を損なうものでないこと。
 - ② 公の秩序又は善良の風俗を害するものでないこと。
 - ③ 競技及び観客の観覧に支障を来すものでないこと。
 - ④ 政治的又は宗教的な主張を目的とするものでないこと。
 - ⑤ その他公共の目的に照らし、不適當なものでないこと。

※ 許可しない広告物の例

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第 122号)において、風俗営業に該当するもの
- ② 消費者金融に関するもの
- ③ ギャンブルに係るもの 等

6 留意事項

- (1) 新たに広告物を掲出できる区画は、掲出開始日において広告物の掲出の無い区画又は撤去が見込まれる区画とする。
- (2) 広告物の掲出期間は年度単位(※)とする。ただし、希望する者は、引き続き掲出することができる。
- (3) 広告物の掲出、補修、原状回復にかかる一切の費用は、広告主の負担とする。
- (4) 広告物の掲出、補修、原状回復等は、広告主が責任をもって行い、補修等については、宮崎県教育庁スポーツ指導センター（以下「指導センター」という。）所長の指示に従わなければならない。
- (5) 広告物の掲出、補修、原状回復等の塗料は、指導センター所長が指定するものを使用すること。
- (6) 指導センター所長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復等を命ずることができる。
 - ① 条例の規定に基づく処分に違反している者
 - ② 条例の規定による許可に付した条件に違反している者
 - ③ 偽りその他不正な手段により許可を受けた者
- (7) 指導センター所長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、条例の規定による許可を受けた者に対して（6）に規定する処分又は必要な措置を命ずることができる。
 - ① 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - ② 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - ③ 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

※ 年度単位とは、4月1日から翌年3月31日までのことをいう。

年度途中より広告物を掲出した場合は、許可した日から年度末（3月31日）までを広告物掲出期間とする。

7 広告物掲出の許可申請手続き等

- (1) 広告物の掲出を希望する者は、別記様式（規則第2条関係）公園内行為許可申請書に、表示する広告物の内容等の概要書を添付の上、別紙とともに指導センターへ郵送又は持参により提出する。
- (2) 指導センターに同時に到達した申請書の希望区画が重複した場合には、指導セ

- ンター所長は、その区画に掲出する広告物を抽選により決定する。
- (3) 指導センター所長は、審査の後、結果について申請者へ通知する。
 - (4) 広告物を撤去する場合は、撤去しようとする日の30日前までに、指導センターへ届け出なければならない。

8 申請書の提出について

(1) 提出先

宮崎県教育庁スポーツ指導センター

〒 889-2151 宮崎市大字熊野1443-12 (県総合運動公園内)

TEL 0985-58-0096 FAX 0985-58-0097

(2) 受付期間

随時受付 (土曜日、日曜日、祝日を除く)

別記様式（規則第2条関係）

公園内行為許可申請書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿

申請者 住 所
電話番号
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

都市公園条例第3条第1項の規定により、次のとおり都市公園内における行為の許可を申請します。

行為の種類 (該当する項目を「✓」すること。)	<input type="checkbox"/> 物品販売、募金その他の類似行為、 <input type="checkbox"/> 写真又は映画の撮影 <input type="checkbox"/> 興行、 <input checked="" type="checkbox"/> 広告物の掲出、 <input type="checkbox"/> 競技会、展示会、博覧会 その他の類似的催しのための独占的利用	
行為の目的・内容 (具体的に記載すること。)	「サンマリスタジアム宮崎」グラウンドフェンスへの 常設広告物の掲出	
行為の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
行為の場所	グラウンドフェンス 内野 1 塁側(希望区画) " 内野 3 塁側(希望区画) " 外野ライト側(希望区画) " 外野レフト側(希望区画) 〔希望するものに○印及び希望 区画番号を記入してください〕	
使用する公園施設	宮崎県総合運動公園硬式野球場「サンマリスタジアム宮崎」	
※ 有料公園施設使用 許可年月日	〔公園施設に広告物を掲出 する場合のみ記入のこと。〕	年 月 日 シレイ -
※ 使 用 料		

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

広告物の種類、規格・寸法、広告内容等の概要を記載した書類

(概要書)
添付書類の例



